

国民年金だより

社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書が発行されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管しましょう～

■国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。

■この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」が10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

■ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさんへ ～扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう～

■老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「**扶養親族等申告書**」が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

ご不明な点は、役場町民生活課(☎42-2275内線252)または各支所へお問い合わせください

町立松前病院 11月の応援診療

内科(循環器)(市立函館病院)

23日(土)午前 松村医師
【予約制】

整形外科(函館中央病院)

5日(火)午前 重信医師

18日(月)午前 安藤医師

外科(函館協会病院)

22日(金)午前 鬼原医師

外科(市立函館病院)

7日(木)午前・午後 鈴木医師

眼科(札幌医科大学)

6日(水)午前・午後 平岡医師

13日(水)午前・午後 川田医師

20日(水)午前・午後 菅原医師

27日(水)午前・午後 橋本医師

耳鼻咽喉科(札幌医科大学)

8日(金)午前・午後 黒瀬医師

22日(金)午前・午後 白崎医師

※11月23日(第4土曜日)の診療は、祝日のため内科(循環器)の予約診療のみとなり、他の科目は休診します。

※担当医師は変更になることもありますので、ご了承ください。